

#### (1)空き家情報の提供

空き家バンクのホームページで空き家情報を提供しています

ホームページがご覧になれない方は、窓口にお問い合わせください

#### (2)空き家バンク登録

ご希望の物件がある場合は、大任町空き家バンクへの登録をお願いします

空き家バンク利用希望者登録申請書（様式第 8 号）をご提出ください

郵送、メールによる提出も可

登録が完了したら空き家バンク利用者台帳に登録し、空き家バンク利用者台帳登録完了（却下）通知書が届きます

#### (3)物件交渉

物件所有者と直接交渉もしくは間接交渉を行っていただきます

空き家バンク利用申請書（様式第 14 号）及び誓約書（様式第 15 号）をご提出ください

トラブル防止のため、宅建業者など専門家による仲介をお勧めします

#### (4)契約成立

引越後は、地域の清掃活動や自治会活動に積極的に参加しましょう

#### 利用上の注意事項

町は仲介・契約に関する紛争等には関与しません。

当事者間で話し合っの契約には時間や手間がかかることもあります。可能な限り、宅建業者等の専門家に相談されることをお勧めします。

契約後、入居後のトラブルについても、責任をもって、当事者間での解決をお願いします。

暴力団等反社会的勢力の空き家バンク制度の利用はお断りします。